

○厚生労働省令第九十四号

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）及び労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百二十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節の三 面接指導等（第五十二條の二―第五十二條の八）」を「第一節の三 長時間にわたる労働に関する面接指導等（第五十二條の二―第五十二條の八）」を「第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等（第五十二條の九―第五十二條の二十二）」に、「第五十二條の九」を「第五十二條の二十二」に、「安全衛生改善計画（第八十四條）」を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第八十四條―第八十四條の三）」に改める。

第十四条第一項第一号中「及び面接指導等（法第六十六條の八第一項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第六十六條の九に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの」を「の実施及びその」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 法第六十六條の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六條の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六條の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

第一編第六章第一節の三の節名を次のように改める。

第一節の三 長時間にわたる労働に関する面接指導等

第五十二條の二第一項中「面接指導」を「に法第六十六條の八第一項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）に改める。

第一編第六章第二節中第五十二條の九を第五十二條の二十二とする。

第一編第六章第一節の三の次に次の一節を加える。

第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等

（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法）

第五十二條の九 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について法第六十六條の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この節において「検査」という。）を行わなければならない。

- 一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

(検査の実施者等)

第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。

一 医師

二 保健師

三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士

2 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

(検査結果等の記録の作成等)

第五十二条の十一 事業者は、第五十二条の十三第二項に規定する場合を除き、検査を行った医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(検査結果の通知)

第五十二条の十二 事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

(労働者の同意の取得等)

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によらなければならない。

2 事業者は、前項の規定により検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

(検査結果の集団ごとの分析等)

第五十二条の十四 事業者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(面接指導の対象となる労働者の要件)

第五十二条の十五 法第六十六条の十第三項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、同項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めたものであることとする。

(面接指導の実施方法等)

第五十二条の十六 法第六十六条の十第三項の規定による申出（以下この条及び次条において「申出」という。）は、前条の要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。

2 事業者は、前条の要件に該当する労働者から申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。

3 検査を行った医師等は、前条の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

(面接指導における確認事項)

第五十二条の十七 医師は、面接指導を行うに当たっては、申出を行った労働者に対し、第五十二条の九各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

一 当該労働者の勤務の状況

二 当該労働者の心理的な負担の状況

三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

(面接指導結果の記録の作成)

第五十二条の十八 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 実施年月日

二 当該労働者の氏名

三 面接指導を行った医師の氏名

四 法第六十六条の十第五項の規定による医師の意見

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

第五十二条の十九 面接指導の結果に基づく法第六十六条の十第五項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

(指針の公表)

第五十二条の二十 第二十四条の規定は、法第六十六条の十第七項の規定による指針の公表について準用する。

(検査及び面接指導結果の報告)

第五十二条の二十一 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第六号の二）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第一編第八章の章名を次のように改める。

第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画

第八十四条に見出しとして「安全衛生改善計画の作成の指示」を付し、同条中「第七十八条第一項を「第七十九条第一項」に、様式第十九号」を「様式第十九号の四」に改め、第一編第八章中同条を第八十四条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(特別安全衛生改善計画の作成の指示等)

第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 労働者が死亡したもの

二 労働者が負傷し、又は疾病にかつたことにより、労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの

2 法第七十八條第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

前項の重大な労働災害（以下この条において「重大な労働災害」という。）を発生させた事業者が、当該重大な労働災害を発生させた日から起算して三年以内に、当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害を発生させた場合

二 前号の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、いずれも当該事業者が法、じん肺法若しくは作業環境測測定法（昭和五十年法律第二十八号）若しくはこれらに基づく命令の規定又は労働基準法第三十三条第一項ただし書、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十三条、第六十四条の二若しくは第六十四条の三第二項若しくは第二項若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合

3 法第七十八條第一項の規定による指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号）により行うものとする。

4 法第七十八條第一項の規定により特別安全衛生改善計画（同項に規定する特別安全衛生改善計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画作成指示書に記載された提出期限までに次に掲げる事項を記載した特別安全衛生改善計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 計画の対象とする事業場

三 計画の期間及び実施体制

四 当該事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措

置が同様である重大な労働災害の再発を防止するための措置

五 前各号に掲げるもののほか、前号の重大な労働災害の再発を防止するため必要な事項

5 特別安全衛生改善計画には、法第七十八条第二項に規定する意見が記載された書類を添付しなければならない。

(特別安全衛生改善計画の変更の指示等)

第八十四条の二 法第七十八條第四項の規定による變更の指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画變更指示書（様式第十九号の二）により行うものとする。

2 法第七十八條第四項の規定により特別安全衛生改善計画の変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更指示書に記載された提出期限までに特別安全衛生改善計画を変更し、特別安全衛生改善計画変更届(様式第十九号の三)により、これを厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

第六百六十二条の四中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削る。

様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第6号の2(第52条の21関係)(表面)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

[illegible]

	面接指導を受けた労働者数	 右に続けて記入する。 人
在籍労働者数	検査を受けた労働者数	 右に続けて記入する。 人
検査を実施した者	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る)、保健師、看護師又は精神保健福祉士 3:外委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士	☐ ☐ ☐
面接指導を実施した医師	面接指導を受けた労働者数	 右に続けて記入する。 人
集団ごとの分析の実施の有無	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない	☐ ☐

産業座
氏名
所属証券機関の
名義変更所在地

附
圖

事業者龍氏名

勞働基準監督署長殿

交付受取

▲ 新の曲を作る機会には、①新米浴に新の曲を作る

様式第 6 号の 2 (第 52 条の 21 関係) (裏面) 備考

- 1 口口口で表示された枠 (以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置 (OCR) で直接読み取りを行うので、この用紙は汚れたり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明確に記入すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした心理的な負担の程度を把握するための検査 (以下「検査」という。)の実施年を記入すること。
- 5 1 年を通し順次検査を実施した場合、その期間内の検査の実施状況をまとめて報告すること。この場合、「検査実施年月」の欄には、報告日に最も近い検査実施年月を記入すること。
- 6 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 7 「在籍労働者数」の欄は、検査実施年月の末日現在の常時使用する労働者数を記入すること。
- 8 「検査を実施した者」の欄は、労働安全衛生法第 66 条の 10 第 1 項の規定により検査を実施した医師等について該当する番号を記入すること。検査を実施した者が 2 名以上あるときは、代表者について記入すること。選択肢 2 の「事業場所属の医師 (1 以外の医師に限る。)」には、同じ企業内の他の事業場所属の医師が含まれること。選択肢 3 の「外部委託先」には、健康診断機関や外部専門機関が含まれること。
- 9 「検査を受けた労働者数」の欄は、報告対象期間内に検査を受けた労働者の実人数を記入することとし、複数回検査を受けた労働者がいる場合は、1 名として数えて、記入すること。
- 10 「面接指導を実施した医師」の欄は、労働安全衛生法第 66 条の 10 第 3 項の規定により面接指導を実施した医師について、該当する番号を記入すること。
- 11 「面接指導を受けた労働者数」の欄は、労働安全衛生規則第 52 条の 15 の規定により医師等が面接指導を受けることが必要と認められたもののうち、申出をして実際に医師による面接指導を受けた者の数を記入すること。
- 12 「集団ごとの分析の実施の有無」の欄は、労働安全衛生規則第 52 条の 14 の規定に基づき検査結果の集団ごとの分析の実施の有無について、該当する番号を記入すること。
- 13 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができると。

様式第 19 号 (第 84 条関係)

特別安全衛生改善計画作成指示書

年 月 日 厚生労働大臣 殿

労働安全衛生法第 78 条第 1 項の規定により、下記事項についての特別安全衛生改善計画を作成してください。

再発防止のための措置を講ずべき事項	
その他の事項	

備考

- 1 この指示による特別安全衛生改善計画は、年 月 日までに作成し、その計画を記載した書面を、貴社の本社または本社の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に 2 通提出すること。
- 2 1 により特別安全衛生改善計画を記載した書面を提出するときは、労働安全衛生法第 78 条第 2 項の意見を記載した書面を添えること。
- 3 「その他の事項」の欄には、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受けるべきこと等を記入すること。

様式第 19 号の 2 (第 84 条の 2 関係) 特別安全衛生改善計画変更指示書

労働安全衛生法第 78 条第 4 項の規定により、下記事項のとおり特別安全衛生改善計画を変更してください。

変更すべき事項	
---------	--

備考

この指示による変更後の特別安全衛生改善計画は、年 月 日までに、貴社の本社所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に 2 通提出すること。

様式第 19 号の 3 (第 84 条の 2 関係) 特別安全衛生改善計画変更届

年 月 日 厚生労働大臣 殿

変更箇所及び内容	
----------	--

備考

変更後の特別安全衛生改善計画を添付すること。

様式第二十一号の二(第二面)中「(職歴を添付)」を「(職歴(その作成、維持又は保存に代えて電磁的記録の作成、維持又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。))を添付)」とし、「又は労働教育機関」を「労働教育機関、指定コンカレンツ試験機関又は指定試験機関(外国労働者技能検定機関、外国労働者技能検定機関、外国労働者技能検定機関及び外国労働者技能検定機関(第123条第1号において「外国労働者技能検定機関」という。))を除く。』と改める。
様式第二十一号の二(裏面)中「第三十七条第一項の許可」を「第三十七条第一項の許可、準則労働者技能検定機関」を「(行なう)」を「(行なう)」を「(専門試験官等)」を「(専門試験官等、準則労働者技能検定機関)」に改める。
(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)
第二条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一号中「登記事項証明書の下に」(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)を加え、同条第二号中「(写し)」の下に「(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)」を加える。
第一条の八の二を第一条の八の五とし、第一条の八の次に次の三条を加える。

(旅費の額)

第一条の八の二 令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職階給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第一条の八の三 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二條第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。(旅費の額の計算に係る細目)

第一条の八の四 旅費法第六條第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六條第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 厚生労働大臣が、旅費法第四十六條第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

第一条の十中「登録製造時等検査機関」の下に「(外国登録製造時等検査機関(法第五十二條に規定する外国登録製造時等検査機関をいう。次項及び次条において同じ。))を除く。』を加え、同条に次の一項を加える。

2 外国登録製造時等検査機関は、法第五十三條の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三條の二第一項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

第一条の十一の表法第五十三條の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、の項中「第五十三條」を「第五十三條第一項」に改め、同項第一号中「登録製造時等検査機関」の下に「(外国登録製造時等検査機関を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十三條第二項の規定により登録を取り消したとき
一 外国登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録を取り消した年月日

第三条第一号中「登記事項証明書」の下に「(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)」を加え、同条第三号中「(写し)」の下に「(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)」を加え、同条第三号中「第四十六條第二項各号」を「法第四十六條第二項各号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(旅費の額等に係る準用)

第八条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十三條の三において準用する法第五十三條第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二(令第十五條の三第一項)とあるのは、「令第十五條の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第十条の二中「登録性能検査機関」の下に「(外国登録性能検査機関(法第五十三條の三において読み替えて準用する法第五十二條に規定する外国登録性能検査機関をいう。次項及び次条において同じ。))を除く。』を加え、同条に次の一項を加える。

2 外国登録性能検査機関は、法第五十三條の三において準用する法第五十三條の二第一項に規定する場合においては、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三條の三において準用する法第五十三條の二第一項の規定により性能検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他前号の労働基準監督署長が必要と認める事項

第十条の三中「第五十三條」を「第五十三條第一項」に、「準用する法第五十三條」を「準用する法第五十三條第一項」に、「第五十三條の二」を「外国登録製造時等検査機関」とあるのは「(外国登録性能検査機関)」と、「第五十三條第二項」とあるのは「第五十三條の三において準用する法第五十三條第二項」と、「第五十三條の二」に改める。

第十二條第一号中「登記事項証明書」の下に「(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)」を加え、同条第二号中「(写し)」の下に「(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

(旅費の額等に係る準用)

第十七条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四條において準用する法第五十三條第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二(令第十五條の三第一項)とあるのは、「令第十五條の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第十九條中「登録個別検定機関」の下に「(外国登録個別検定機関(法第五十四條において読み替えて準用する法第五十二條に規定する外国登録個別検定機関をいう。次項及び次条において同じ。))を除く。』を加え、同条に次の一項を加える。

2 外国登録個別検定機関は、法第五十四條において準用する法第五十三條の二第一項に規定する場合においては、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十四條において準用する法第五十三條の二第一項の規定により厚生労働大臣又は個別検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

第十九条の二の表法第五十四条において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項第一号中「登録個別検定機関」の下に「(外国登録個別検定機関を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十四条において準用する法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。

- 一 外国登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録を取り消した年月日

第十九条の四第一号中「登記事項証明書」の下に「(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)」を加え、同条第二号中「写し」の下に「(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)」を加える。

第十九条の九の次に次の一条を加える。

(旅費の額等に係る準用)

第十九条の九の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替へるものとする。

第十九条の十二の表法第五十四条の二において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項第一号中「登録型式検定機関」の下に「(外国登録型式検定機関(法第五十四条の二において読み替へて準用する法第五十二条の規定する外国登録型式検定機関をいう。以下この表において同じ。)を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。

- 一 外国登録型式検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録を取り消した年月日

第二十五条の三第二項の表法第七十七条第三項において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

様式第六号の二中「第1号の2(第1号の2の2)」を「第1号の2(第1号の2の2の2)」に改める。

(産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部改正)

第三条 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程(昭和四十七年労働省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式(第三面)中「第3号の1(第3号の1の2)」を「第3号の1(第3号の1の2の2)」に、「第3号の2」を「第3号の3」に改め、同様式(第四面)中「第3号の1(第3号の1の2)」を「第3号の1(第3号の1の2の2)」に改める。

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第四条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の表法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項第三号中「第十四条第一項第六号」を「第十四条第一項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十四条第一項第五号」を「第十四条第一項第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 労働安全衛生規則第十四条第一項第二号に掲げる事項

三 労働安全衛生規則第十四条第一項第三号に掲げる事項

第四十条第三項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改める。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第六条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表一労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の項中「第五十二条の六

第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存」を

第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存

に改める。

面接指導の結果の記録の保存

検査の結果の記録の保存

面接指導の結果の記録の保存

別表第二の表労働安全衛生規則の項中「第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成

第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成

に改める。

第五十二条の十三第二項の規定による検査の結果の記録の作成

第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第一条のうち労働安全衛生規則の目次の改正規定(安全衛生改善計画(第八十四条)を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画(第八十四条第一節の三)に改める部分を除く。)、同令第十四条第一項の改正規定、同令第一編第六章第一節の三の節名の改正規定、同令第五十二条の二第一項の改正規定、同章第二節中同令第五十二条の九を同令第五十二条の二十二とする改正規定、同章第一節の三の次に一節を加える改正規定、同令第六百六十二条の四の改正規定及び同令様式第六号の次に一様式を加える改正規定、第五十五条の規定並びに第六十六条の規定並びに次項の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(労働安全衛生法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者に関する経過措置)

前項ただし書に規定する規定の施行の日において、労働安全衛生法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等の業務に該当する業務に従事した経験年数が三年以上である看護師又は精神保健福祉士は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則(次項において「新労働規則」という。第五十二条の十第一項の規定にかかわらず、同法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定め

る者とする。

2

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第一条のうち労働安全衛生規則の目次の改正規定(安全衛生改善計画(第八十四条)を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画(第八十四条第一節の三)に改める部分を除く。)、同令第十四条第一項の改正規定、同令第一編第六章第一節の三の節名の改正規定、同令第五十二条の二第一項の改正規定、同章第二節中同令第五十二条の九を同令第五十二条の二十二とする改正規定、同章第一節の三の次に一節を加える改正規定、同令第六百六十二条の四の改正規定及び同令様式第六号の次に一様式を加える改正規定、第五十五条の規定並びに第六十六条の規定並びに次項の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(労働安全衛生法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者に関する経過措置)

前項ただし書に規定する規定の施行の日において、労働安全衛生法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等の業務に該当する業務に従事した経験年数が三年以上である看護師又は精神保健福祉士は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則(次項において「新労働規則」という。第五十二条の十第一項の規定にかかわらず、同法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定め

る者とする。

2

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第一条のうち労働安全衛生規則の目次の改正規定(安全衛生改善計画(第八十四条)を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画(第八十四条第一節の三)に改める部分を除く。)、同令第十四条第一項の改正規定、同令第一編第六章第一節の三の節名の改正規定、同令第五十二条の二第一項の改正規定、同章第二節中同令第五十二条の九を同令第五十二条の二十二とする改正規定、同章第一節の三の次に一節を加える改正規定、同令第六百六十二条の四の改正規定及び同令様式第六号の次に一様式を加える改正規定、第五十五条の規定並びに第六十六条の規定並びに次項の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(労働安全衛生法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者に関する経過措置)

前項ただし書に規定する規定の施行の日において、労働安全衛生法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等の業務に該当する業務に従事した経験年数が三年以上である看護師又は精神保健福祉士は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則(次項において「新労働規則」という。第五十二条の十第一項の規定にかかわらず、同法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定め

る者とする。

2

3

(様式に関する経過措置)

第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則第八十四条の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに同令第九十五条の三及び第九十五条の三の二の規定による証票並びに第三条の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、当分の間、それぞれ、新安衛則第八十四条の三の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに新安衛則第九十五条の三及び第九十五条の三の二の規定による証票並びに第三条の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票とみなす。

